別記様式第１号の２様式

登録一時保護委託者の基準に適合していることを証する申出書

年　月　日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

申請者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）			
	申請者（法人にあっては名称）			
	代表者の職氏名			
一時保護を行う施設	所在地			
	名称		施設定員	人

登録一時保護委託者登録の申請にあたり、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第 16 条）への適合の状況を関係書類を添えて申出します。

本申出書において「誓約する」とした事項については、関係法令及び基準を遵守し、適切に履行することを誓約します。また、虚偽の申出を行った場合や、基準に違反した場合には、登録の取り消しの対象となることを理解しました。

No.	項目	基準	適合の状況 ※ 該当する項目にチェックし、必要事項を記入すること。	審査使用欄
1	一般原則（第３条）	児童の権利に配慮し、人格を尊重して運営すること。	□ 誓約する。	
2		国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いをしないこと。	□ 誓約する。	
3		一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けること。	（実地調査により確認する。）	
4	権利の制限（第４条）	正当な理由なく児童の権利を制限しないこと。	□ 誓約する。	
5		やむを得ず児童の権利を制限する場合は、理由を説明し理解を得るよう努めること。	□ 誓約する。	
6	行動の制限（第５条）	施錠等により児童の行動を制限しないこと。	□ 誓約する。	
7	虐待等の禁止（第６条）	心身に有害な影響を与える行為（虐待等）をしないこと。	□ 誓約する。 □ 別添（就業規則等）のとおり。	
8	児童対象性暴力等の防止（第７条）	児童対象性暴力等を防止し、発生時に適切に保護するために、従事者の犯罪事実確認などの必要な措置を講じること。	□ 別添（就業規則等）のとおり。	
9	非常災害対策（第８条）	消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設けること。	（実地調査により確認する。）	
10		非常災害に対する具体的計画を立て、注意と訓練に努める体制を整備すること。	□ 別添（計画書等）のとおり。	
11		避難・消火訓練を少なくとも毎月１回実施する体制を整備すること。	□ 別添（計画書等）のとおり。	
12	自動車運行時の所在の確認（第９条）	自動車を使用して移動する場合、乗降時に点呼等で確実に所在を確認する体制を整備すること。	□ 該当なし（自動車で移動しない） □ 次のとおり。 （　　）	

13	権利擁護 （第 10 条）	児童の意見・意向を尊重した支援を行う体制を整備すること。	□　誓約する。	
14	所持品等 （第 11 条）	合理的な理由なく所持品の持込みを禁止しないこと。	□　誓約する。 □　別添（規程等）のとおり。	
15		やむを得ず禁止する場合は、生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。	□　誓約する。	
16		やむを得ず禁止する場合は、児童相談所長が行う児童への説明に協力すること。	□　誓約する。	
17		所持品を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じない設備で保管すること。	□　該当なし（保管しない） □　別添（規程等）のとおり。 □　次のとおり。 ※　保管場所や施錠の状況等を記載 （　　）	
18	設備の基準 （第 12 条）	採光、換気等は、保健衛生及び安全に配慮して整備すること。	（実地調査により確認する。）	
19		居室、食事スペース、浴室、便所を設けること。	□　別添（平面図等）のとおり。	
20		居室は、安心して穏やかに過ごせる環境とすること。	（実地調査により確認する。）	
21		年齢等に応じ男女別の居室にすること。	□　次のとおり。 ※　居室の分け方等を記載 （　　）	
22		浴室・便所は原則男女別とする（児童が少数の場合を除く）こと。	（実地調査により確認する。）	
23		居室・浴室・便所は、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に配慮して設けること。	（実地調査により確認する。）	
24		（30 人以上の施設）医務室・静養室を設けること。	□　該当なし（30 人未満） □　別添（平面図等）のとおり。	
25		生活の場はプライバシーの保護に配慮した環境とすること。	（実地調査により確認する。）	
26	職員 （第 13 条）	職員は健全な心身、豊かな人間性、倫理観、児童福祉への熱意を有し、理論と実践について訓練を受けた者となるよう体制を整備すること。	□　別添（規程・方針等）のとおり。 □　誓約する。	
27	夜間の職員配置 （第 14 条）	夜間は職員 1 人以上を配置する体制を整備すること。	□　別添（直近の勤務表等）のとおり。	
28	衛生管理等 （第 16 条）	設備、食器、飲用水を衛生的に管理すること。	□　別添（清掃計画表、規程等）のとおり。 □　次のとおり。 ※　方法、頻度等を記載 （　　）	
29		感染症・食中毒の発生、まん延防止に努めること。	□　別添（規程等）のとおり。 □　次のとおり。 ※　日常の衛生管理、発生時の対応手順等等を記載 （　　）	

30		児童の希望等を踏まえ、清潔を維持することができるよう適切に入浴または清拭を行うこと。	□　次のとおり。 ※　入浴の頻度等を記載 （　　）	
31		清潔な衣服を提供し、下着は児童の所持するものを使用させるか、未使用のものを提供すること。	□　次のとおり。 ※　洗濯の体制等を記載 （　　）	
32		必要な医薬品等を備え、適切に管理すること。	□　次のとおり。 ※　医薬品の内容　、保管場所等を記載 （　　）	
33	食事 （第17条）	栄養及び身体的状況を考慮した食事を提供すること。	□　別添（直近の献立表、献立例など）のとおり。	
34		食を営む力の育成に努めること。	□　誓約する。	
35	健康状態の把握等 （第18条）	児童が医師の診察を受ける等のときは、生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。	□　誓約する。	
36		職員の健康状態に注意する（特に調理従事者）こと。	次のとおり。 ※　健康状態の確認の方法等を記載 （　　）	
37	養護 （第19条）	安定した生活環境を整え、生活支援・教育を通じて心身の健やかな成長を支援する体制を整備すること。	□　別添（規程、方針等）のとおり。 □　誓約する。	
38	生活支援・教育・親子関係再構築支援等 （第20条）	自主性を尊重しつつ基本的生活習慣を確立し、豊かな人間性と社会性を養える体制を整備すること。	□　誓約する。	
39		適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、相談、助言、情報提供等の支援を行う体制を整備すること。	□　誓約する。	
40		通学の支援などについて、児童相談所と協力して行うよう努めること。	□　誓約する。	
41		親子関係の再構築等について、児童相談所と協力して行うよう努めること。	□　誓約する。	
42		一時保護の解除後も、児童相談所に必要な協力をするよう努めること。	□　誓約する。	
43	内部の規程 （第21条）	児童の支援、施設の管理に関する必要な規程を設けること。	□　別添（規程等）のとおり。	
44	記録 （第22条）	処遇の状況を記録し、求めに応じて提示できる体制を整備すること。	□　次のとおり。 （　　）	
45	秘密保持等 （第23条）	職員は児童またはその家族の秘密を漏らさないこと。	□　別添（就業規則等）のとおり。	
46		退職者が児童またはその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じること。	□　別添（就業規則等）のとおり。	

添付書類一覧（番号対応表）

添付書類名	対応No.
【例】避難訓練実施計画	10、11
【例】利用者対応方針	7、14、37、43
就業規則	
平面図	
勤務表	
規程、方針等	
献立表又は献立例	